

# パパ・ママ応援シヨップ

## 優待カードの更新JYUN

町では県と連携し、中学生までのお子さんまたは妊娠中の方がいる家庭を対象に、協賛店舗で割引などの優待が受けられる、パパ・ママ応援シヨップ事業を実施しています。

町から対象家庭に配布される「パパ・ママ応援シヨップ優待カード」を協賛店舗に提示することで、代金割引、ポイント追加、無料サービスなどの優待を受けることができます。

なお、このカードは、町外の協賛店舗でも利用できます。



問い合わせ／優待カードについては子育て支援課（☎581・2121内線251、253）、協賛店舗の申し込みについては産業振興課（☎581・2121内線404、405）へ。

現在配布中の優待カードの有効期限が平成22年3月末となっているため、有効期限が平成25年3月末の優待カードを、2月下旬に各小・中学校、幼稚園、保育所等を通じて配布します。

それ以外のお子さんまたは妊娠中の方がある家庭は、子育て支援課、子育て支援センターで受け取ってください。対象／中学生までのお子さんまたは妊娠中の方がいる家庭

**優待内容**／代金割引、ポイント追加、無料サービスなど（内容は協賛店舗により異なります）

### ◎優待カードJYUN

子育て支援課、子育て支援センターで配布しています（紛失等の再発行についても同様です）。また、母子健康手帳交付時に健康福祉課、保健福祉総合センターでも配布しています。

お越しの際は、健康保険証やこども医療費受給資格証、母子健康手帳など、お子さんおよび保護者の住所、生年月日が確認できるものをお持ちください。有効期限は、平成25年3月末、または、

一番年下のお子さんが満15歳になって最初に迎える3月31日のいずれか早い日です。

### ◎優待カードを受け取ったら...

優待カードの裏面に、家族や子ども（中学生以下）の氏名、年齢を記載してください。記名されたご本人に限り利用できます。また、他人に譲渡、貸与はしないでください。



携帯電話用QRコード

県内外に多くの協賛店舗がありますので、埼玉県子育て支援ホームページ（http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BF00/kosodate/ouen/search.html）または携帯サイト（http://kosodate.asvssj.net/yunat/m/）で確認してください。

また、協賛店舗の申し込みも受け付けています。詳細は、産業振興課へお問い合わせください。

## 受け付けます!!

# 平成22年度 就学援助の申し込み

町には、小・中学校にお子さんが通学していて、学用品の購入や給食費の支払いなどで、経済的に困りの家庭に対し、就学費用の一部を援助する制度があります。

就学援助を希望される方は、教育総務課または各小・中学校を通じて手続きを行ってください。

### 対象

- ① 『児童扶養手当法』による児童扶養手当を受給されている世帯（児童手当ではありませんので、ご注意ください）
  - ② 申請する年または申請する前年において、町民税が非課税の世帯
  - ③ 保護者の職業が不安定等の理由で、生活保護に準ずる程度にお困りの世帯
- ※この他にも援助を受けられる場合もありますので、詳細はお問い合わせください。
- 援助の内容**／学用品費、通学用品費、新入学児童・生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費等の一部
- 申請方法**／4月から就学援助を希望する場合は3月31日までに教育総務課または各小・中学校へ申請用紙等（申請用紙は、教育総務課および町内の小・中学校に用意してあります）を提出してください。なお、3月31日以降も随時受け付けますが、申請時期により認定する月や援助金額が変わります。

問い合わせ／教育総務課（☎581・2121内線511、512）へ。

## 新農業委員を紹介します!

1月17日付けで町の新しい農業委員会委員20人が就任されました。選挙により選ばれた15人と、団体等から推薦され町長が選任した5人の計20人で構成されています。

『農地法』等の法令に基づき今後3年間、秩序ある農地の確保と有効利用に向けた業務を行っていただきます。

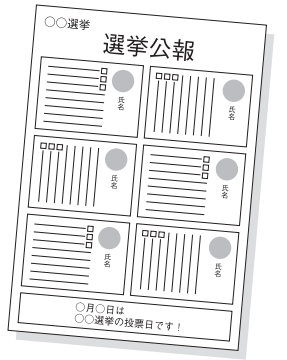
<敬称略>

選出区分	氏名	行政区	推薦団体等
選挙による委員 (届出順)	大嶋 修一	牟礼	
	志村 豊作	六供	
	大澤 勇	塚田	
	嶋田 晴雄	塚越	
	柴崎 正夫	上組	
	関谷 利男	用土2	
	大平 輝雄	秋山	
	齊藤 偉男	上の町	
	福島 和夫	用土6	
	岩崎 孝行	山崎	
	宮下 常夫	風布	
	高橋 重雄	栃谷	
	松村 勇夫	小園	
	新井 庶支	用土10	
	轟 恒男	西古里	
選任による委員	中嶋 文雄	本宿	ふかや農業協同組合
	松本 三代正	塚田	埼玉北部農業共済組合
	田島 兵作	用土7	北武蔵用水土地改良区
	押田 秀夫	用土3	寄居町議会
津久井 幹雄	中町		

問い合わせ／農業委員会（産業振興課内☎581・2121内線406、407）へ。

## 寄居町選挙公報発行条例制定!

町では、『公職選挙法』の規定に基づき、町の選挙において選挙公報を発行するため、『寄居町選挙公報発行条例』を本年1月1日付けで制定しました。



国・県の選挙に加え、この条例の制定により寄居町議会議員選挙および寄居町長選挙でも、立候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報が発行されます。

選挙公報は、新聞折込みの方法により、各世帯に配布されます。また役場本庁舎、用土・男衾連絡所など、町の施設に備え置かれます。

町の将来を決める重要な選挙において、候補者をより深く知るため、選挙公報を有効にご活用ください。

### 『公職選挙法』が一部改正されました!

平成19年の『公職選挙法』の一部改正により、町長選挙において選挙運動用ビラの頒布が行えるようになりました。頒布できるビラは選挙管理委員会に届け出た2種類以内で、大きさはA4判以内、枚数は5,000枚までと定められています。

ビラは、選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければ頒布することができません。また、頒布方法は、新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内または街頭演説の場所での頒布に限られています。

問い合わせ／選挙管理委員会（☎581・2121内線315）へ。

# 年金 あらいわ

## Q1 国民年金のメリットは何ですか?

**A1** **メリット1** 老後をずっと支えてくれます  
日本人の平均寿命は、医療技術の進歩等により、今後も延びることが予想されます。国民年金は、生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。

## Q2 国民年金の保険料の未納期間がある場合、さかのぼって納めることはできますか?

**A2** 未納期間に係る保険料は、さかのぼって納付することは可能ですが、納付期限から2年を経過すると時効により納付することができなくなります。したがって

## Q3 2月になっても源泉徴収票が届かないときや紛失した場合どうしたらいいですか?

**A3** 老齢の年金を受けている方には、毎年1月中旬に源泉徴収票を送付しています。2月になっても届かないときや紛失した場合は再発行しますので、熊谷年金事務所へご連絡ください。なお、遺族年金や障害年金は課税の対象外ですので、源泉徴収票は送付されません。

## Q4 年金証書を紛失した場合どうしたらいいですか?

**A4** 年金証書を紛失した場合は再発行できます。町民課に備え付けの再発行申請書に必要事項を記入し、熊谷年金事務所へ郵送してください。年金証書は、年金を受けている方の身分証明ともいえるものです。大切に保管してください。

## Q5 国民年金の付加保険料を納付したが、年金に反映されているのですか?

**A5** 付加保険料を納付した期間については「ねんきん特別便」には記載されていませんが、「200円×付加保険料の納付月数」で計算された付加年金が、毎年の老齢基礎年金の額に上乗せされています。

## Q6 経済の変動にも負けません

公的年金の年金額は物価の昇降を反映して決定されます。年金に加入してから年金を受給するまでの間、物価が上昇し現在の貨幣価値が目減りすることもあるかもしれませんが、そんなときでも、公的年金は経済社会の変動に対応できるしくみをとっているため年金の価値が維持されます。

## Q7 納めた保険料は税金の控除対象となります

納めた保険料は、社会保険料控除として、金額が控除の対象となります。被保険者の代わりに納付義務者（配偶者・世帯主）が納付した場合は、納付義務者が社会保険料控除を受けることができます。

## Q8 不測の事態に備える

国民年金は老後だけでなく、加入者に事故や病気で障害が残った場合は障害基礎年金が、死亡した場合はその遺族に遺族基礎年金がそれぞれ支給されます。